

「地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令案（仮称）」に寄せられた御意見

御意見の概要	御意見に対する考え方	命令等への反映の有無
<p>現在、育児休業を取得している場合、例えば今年の7月に1歳6ヶ月になる子がいるとして、総務省令で定める場合に該当していた場合、10月施行で10月から適用となると7月までは手当金が出るが8月、9月に空白の期間が出来てしまう。</p> <p>現在既に支給を受けている受給者に対しては10月以前の部分（1歳6ヶ月になってから10月1日までの部分）についても遡及して給付ができるよう是非、特例等を加えるなど検討していただきたい。</p>	<p>本省令案においては、特に遡及適用について定めておらず、改正後の規定は、施行日から適用され、例え施行日の時点で育児休業を取得しており、当該育児休業に係る子が1歳6か月を超えていても、施行日の前日以前の期間には適用されません。</p> <p>なお、過去に育児休業手当金支給延長の改正が行われた際も、遡及適用等の特例は設けられておりません。</p>	なし
<p>今回のパブリックコメントの対象となる案件以外の御意見（1件） （科学技術の活用その他幅広い政策分野に関するもの）</p>	<p>本省令案は、育児休業手当金の支給期間の延長要件等について定める省令案となっており、御指摘の内容については、一切含まれておりません。</p> <p>なお、お寄せいただきました御意見に関しましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	なし